

地域防災計画（原子力災害対策編）の策定について

1. 策定の基本的な考え方

原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する105万仙台市民の安全・安心を確保するため、以下の理由から、地域防災計画の一環として原子力災害対策編を策定する。

○東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえた国の原子力防災指針の見直し案では、放射性プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を講ずる地域（女川原子力発電所から約50km圏内が目安）に本市域が含まれること

○東京電力福島第一原子力発電所から約50km離れた福島市等において、避難者の受け入れや除染対策の実施等重大な影響があったことや、約90km離れた本市においても様々な対応が迫られたこと

2. 検討体制

計画の策定にあたり、仙台市防災会議条例第4条に基づき防災会議に学識経験を有する専門委員を置くとともに、同条例第6条に基づき会長が指名する委員及び専門委員から構成する原子力防災部会（以下、「部会」という）を設置して検討を進める。

部会の構成は、次の通りとする。

●部会長 副市長

●部会員 委員：会長が指名する者

専門委員：

原子力災害時の地方自治体の緊急対応、被ばく医療、災害時の情報収集・伝達、避難計画、放射性物質の環境影響・除染対策、地域計画・公共政策に関する学識経験を有する者、その他部会長が必要と認める者

3. 検討項目（案）

(1) 災害予防対策

情報収集・伝達体制の整備、モニタリング体制の整備、被ばく医療体制の整備、避難計画、住民への啓発、防災訓練 等

(2) 災害応急対策

情報収集と市民広報、緊急時モニタリングの実施、避難の実施、被ばく医療の実施、飲食物の安全確保、風評被害対策 等

(3) 災害復旧対策

避難等防護活動の実施、被ばく医療の実施、農水産物等の採取・出荷制限 等

4. 検討スケジュール

計画の策定にあたっては、国や県の計画と整合を図る必要があるが、現状では国等の見通しが不明であることから、本市独自で検討可能な事項について先行して検討を進め、平成25年3月を目途に暫定的に計画をまとめ、国等の計画が示された後、これらの計画との整合を図り、地域防災計画（原子力災害対策編）としてとりまとめる。